

笠間市議会議会運営委員会記録

令和6年11月21日 午前9時00分開会

出席委員

委員長	西山	猛	君
副委員長	益子	康子	君
委員	内桶	克之	君
〃	石井	栄	君
〃	畑岡	洋二	君
〃	石松	俊雄	君
〃	大貫	千尋	君
議長	大関	久義	君

欠席委員

委員	田村	幸子	君
----	----	----	---

出席説明員

総務部長	後藤	弘樹	君
------	----	----	---

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田	正巳
議会事務局次長	堀内	恵美子
次長補佐	鶴田	貴子
係長	神長	利久

議事日程

令和6年11月21日（木曜日）

午前9時00分開会

- 1 開会
 - 2 案件
 - (1) 令和6年第4回笠間市議会定例会について
 - (2) 笠間市議会ハラスメント等防止に関するガイドラン（案）
 - (3) その他
-

午前9時00分開会

○西山委員長 議会運営委員会委員の皆様並びに議長におかれましては、何かと大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、令和6年第4回笠間市議会定例会の提出議案、会期日程及び議案等の取扱いについてをご協議いただきたくお集まりいただいた次第であります。よろしく願いいたします。

それでは早速会議に入ります。

ただいまの出席委員は、6名であります。大貫委員並びに田村委員は遅れるということで連絡が入っておりますので、よろしく願いいたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に議長、総務部長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、係長が出席しております。

本日の会議の記録は書記の次長補佐をお願いいたします。

○西山委員長 会議に先立ち、議長よりご挨拶をいただきたいと思えます。

○大関議長 皆さんおはようございます。

第4回定例会の1週間前になりました。12月の定例会は盛りだくさんの事があると思えますので、よろしく願いをしたいと思えます。

また新聞のほうに昨日載っておりましたが、アストロプラネッツの選手の方がプロ野球のほうへ入団するというようなことで、今朝、ホールで花束の贈呈等々をしておりました。自分たちの地域の中で、いわゆる下部リーグの方が1部リーグに行くというようなことは本当に素晴らしいことだなというふうに思っております。最後のチャンスだということで、頑張っていきたいというようなことを申しておりました。そういったこともありますので、これからの運営についてよろしく願いしたいと思えます。

以上です。

○西山委員長 ありがとうございます。

○西山委員長 それではこれより協議事項に入ります。

まず(1) 令和6年第4回笠間市議会定例会についてを議題といたします。

初めに、①令和6年第4回笠間市議会定例会の招集告知についてであります。資料のとおり本日招集告示がされたところであります。

次に②提出議案等について総務部長より説明を願います。

総務部長後藤弘樹君。

○後藤総務部長 令和6年第4回定例会には資料の一覧表のとおり、現時点で諸般の報告1件、報告1件、議案19件の提案を予定しております。それぞれの内容について概略を

ご説明させていただきます。

提案1 諸般の報告の一番目でございます。専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することにつきましては、令和6年6月23日に日草場地内で、市道222号線を普通乗用車が走行中、道路上の陥没か所に気づかず通行し、フロントバンパーやエンジンカバーを破損したものでございます。責任割合は市が30%、相手側70%としまして、市は相手側に5万1,411円を支払うものでございます。

諸般の報告の二番目専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解をすることについては、8月6日に笠間地内の市道、0106号線を自転車で走行中、道路上の横断側溝の蓋の隙間、約3センチに気づかず走行した際、前輪のタイヤ及びホイールを破損したもので、責任割合が市が80%、相手側20%としまして、市は相手側に45万2,124円を支払うものでございます。

諸般の報告の三番目、専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについては、令和6年4月20日に来栖地内で救急活動中に傷病者を車内に収容する際に傷病者の左腕がストレッチャーと、救急車の運転席の内壁の間に挟まり負傷をさせたもので、責任割合は市が100%でございます。市は相手側に4,879円を支払うものでございます。

提案の2、報告、専決処分の承認を求めることについてでございます。令和6年度一般会計補正予算（第4号）といたしまして、10月27日執行の衆議院議員総選挙に係る経費について、早期の予算措置が必要であったため、歳入歳出予算の総額に3,947万1,000円を追加する補正予算を10月4日に専決処分したものでございます。

提案の3、笠間市教育委員会教育委員の任命に同意を求めることについては、本年7月31日に菊池由美氏の辞職に伴い新たに提案するもので、広原佐智子氏を選任するものでございます。任期は前任者の残任期間で、令和7年1月1日から令和10年6月23日まででございます。この後全員協議会のほうでご御説明させていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、個人番号の利用範囲として新たに子育て短期支援に関する事務、子育て世帯訪問支援事業に関する事務を追加するものでございます。

提案の5、議案、笠間市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴う所要の改正でございまして、固定資産税の課税標準の特例措置、いわゆるわがまち特例の割合を定める改正でございます。1件目が特定のバイオマス発電設備に係る課税標準の特例、もう1点が居心地がよくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置ウォーカーブル推進税制で、それぞれ国が示している参酌基準を割合とするものでございます。この後の全員協議会で担当課より説明をさせていただきます。

提案6の議案、笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、医療福祉費支給対象者は、児童手当の対象者と同じであります。令和5年度に児童手

当施行令、児童扶養手当施行例及び扶養手当等の支給に関する施行例が改正されまして、一部の扶養親族が所得制限の加算額の算定に含めないとされたことを、本条例では、附則で当面の間、所得制限を行うこととしており、本条例の改正が行われても対象に対する支給実質に変更が生じないということでありますが、条例の改正を行うということでございます。ちょっと分かりづらい説明で申し訳ございません。この後の全協で説明をさせていただきます。

提案7の議案、笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきましては、笠間クラインガルテンについて、施設を普通財産に移行し民間企業に貸しつけ、民間の資金力、経営力、ノウハウを活用した自由な発想による事業運営を行い、新たな観光客やインバウンド誘致の観光振興を図るため条例を廃止するものでございます。

提案の8の議案、笠間市と茨城県信用保証組合との損失補償契約に基づく回収納付金を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例につきましては、法の一部を改正する等の法律の公布に伴いまして、引用法にずれが生じるということで所要の改正を行うものでございます。内容については変更はございません。

提案9の議案、笠間工芸の丘の設置管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例につきましては、笠間工芸の丘の改修に伴いまして、各施設の名称の変更、施設用途に合わせた使用料を定めるための改正を行うもので、工芸の丘の完成は令和7年3月の予定でございます。この後全員協議会でご説明をさせていただきます。

提案の10の議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、刑法の一部を改正する法律におきまして、懲役禁錮を廃止し、新たに拘禁刑が創立される法律が令和7年6月1日に施行することに伴いまして、関係例規8本の改正を行うものでございます。これにつきましては、現在受刑者のうち、禁錮に処せられたものは0.3%にすぎず、さらに、禁錮に処せられた者のうち8割が自ら志願をして作業をしていることという、実情から、これらの分けている意義が問われたということにおきまして国において改正されたものでございます。この後の全員協議会で担当課より説明をさせていただきます。

提案11から提案13、指定管理者の指定につきましては、地域交流センターいわま、笠間市いこいの家はなさか、笠間市児童館の3施設において、地方自治法に基づきまして、指定管理者の指定を行うため議会の議決を求めるもので、地域交流センターいわまが株式会社セイウン、笠間市いこいの家はなさかが特定非営利法人日本スポーツ振興協会、笠間市児童館がシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を候補者として提案するものでございます。この後全員協議会で説明をさせていただきます。

続きまして提案14の議案、損害賠償の額を定め和解をすることにつきましては、11月14日に懲戒処分の公表として議員の皆様にお知らせした件の損害賠償の提案でございます。こちらは南工業団地調整池の蓄積土砂撤去工事におきまして、令和6年2月に相手方

に対し口頭で工事及び残土処理を指示し、契約手続を経ずに令和6年3月に工事を着手させ、当該工事を完成させ工事費の未払いとなったこと。また、当該工事におきまして残土不足が生じ、それを補うために公共下水道処理場にストックしていた土砂を運搬した工事費の未払いとなったものでございます。この後、全員協議会で担当課よりご説明をさせていただきたいと思っております。

提案の15から提案の22の議案につきましては、令和6年度笠間市一般会計補正予算（第5号）から、令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）の7会計の予算につきまして、それぞれ予算の補正を行うものでございます。

以上で令和6年第4回定例会に上程予定の議案等の説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○西山委員長 説明が終わりました。この件について何かありますか。

はい、畑岡委員どうぞ。

○畑岡洋二委員 諸般の報告の専決処分報告の二番目の自転車のホイールの事故というか、これは細かい話は管理課に聞いたほうがいいですかね。

○西山委員長 部長、答弁。

大貫委員が着座いたしました。

○後藤総務部長 分かる範囲であればお答えさせていただきます。

○西山委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 先ほどの金額とかあれを聞いてると、たぶん最近多く乗ってる方のロードバイクの細いタイヤの件だと思うのです。実は私も、そういうの乗っててグレーチングというか、ああいう危険だと思った箇所は、以前、随分前に実際直してもらったのがあります。先ほどの金額聞くと、ちょっとただものじゃない話にもなるので、何か対策を考えてもいいぐらいの話に聞こえたということなのです。その辺の今回の事象を見て、何か対策検討したようなことがあるかどうかの確認なのですが、いかがですか。

○西山委員長 部長。

○後藤総務部長 申し訳ございません。その対策につきましては、まだ、予算でありますとか、説明のほうを受けておりませんので、私のほうで現在答弁できる内容を持ち合わせてございません。

○西山委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 管理課のほうで直接聞きます。ここで終わります。

○西山委員長 ほかにありますか。なければご了承願いたいと思っております。

次に、③会期日程案について、事務局より説明を願います。

事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 タブレット資料③会期日程案をご覧ください。

前回の議会運営委員会や全員協議会でもお示ししたとおり、会期は11月28日木曜日か

ら12月13日金曜日までの16日間で内容に変更はございません。なお、一般質問通告の締切りは初日、11月28日の午前中、議案質疑通告の締切りは同日の午後5時まで、討論通告の締切りは、一般質問最終日、12月11日の午前中までとなります。また、12月2日、本会議終了後、議会運営委員会を開催し、一般質問の取扱い等についてご協議をお願いいたします。

以上でございます。

○西山委員長 説明が終わりました。

会期日程については先月全協でも報告し、了承を得ているところでありますが、改めてお諮りいたします。

会期日程（案）について、このとおりと決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 ありがとうございます。ご異議なしと認めそのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました会期日程（案）につきましては、第4回定例会初日に改めて委員会からご報告いたしますので、よろしくをお願いいたします。

次に、④議案等の取扱いについて事務局より説明を願います。

はい、次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 それでは議案等の取扱いについてご説明をいたします。

タブレット資料04、議事日程第1号をご覧ください。

日程第1会議録署名議員の指名についてでございますが、今回は議席番号21番石崎議員と1番長谷川議員が今定例会中の会議録署名議員となります。

日程第2、会期の決定について、日程第3、諸般の報告については、先ほど総務部長より説明がありました3件の報告と閉会中に実施しました議員派遣についての報告を予定しております。

日程第4、請願陳情については、請願が1件、陳情が4件提出されております。この後、取扱いにつきましてご協議いただきますが、所管の常任委員会へ付託いたします。

日程第5、報告第7号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度笠間市一般会計補正予算（第4号）につきましては、提案理由の説明の後、即決でお願いをしたいと思います。なお、即決議案につきましては、別に掲載をさせていただいておりますタブレット資料の05、即決議案一覧表をご覧くださいと思います。

日程第6、議案第69号笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについては、委員会付託を省略し、即決でお願いするものでございます。

日程第7、議案第70号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第16の議案第87号、令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算

(第2号)までの18議案につきましては、提案者からの説明を受けます。初日の議事日程については以上でございます。

続いて2日目の議事日程について、タブレット資料06、議事日程第2号をご覧くださいと思います。

日程第1、会議録署名議員の指名については会期中、会議録署名議員に変更はございません。

日程第2、議案第70号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第87号、令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算(第2号)までの18議案につきましては、議案質疑の後、議案付託区分表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

説明は以上です。

○西山委員長 説明が終わりました。

この件について何かありますか。挙手によりお願いいたします。

なければ、お諮りいたします。議案等の取扱いについてはただいまの説明のとおり決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 ありがとうございます。ご異議なしと認めそのように決しました。

次に、⑤請願陳情について、事務局より説明願います。

次長、説明をお願いします。

○堀内議会事務局次長 それでは資料の08請願陳情文書表をご覧ください。今回請願が1件、陳情が4件提出されております。

初めに請願第6-3号の笠間市民球場ニーズ(客席客席増設、安全対策屋根設置)対応への整備については、請願の内容から教育福祉委員会に付託するものと思われま

す。次に陳情第6-5号の集合住宅での組織的嫌がらせ行為(括弧グループストーカー犯罪)の解明と予防策を求める陳情、及び陳情第6-6号臓器移植に関わる不正取引非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情の2件につきましては、郵送による提出であり、申合せ事項145条により委員会には付託せず議長預かりになると思われま

す。続いて陳情第6-7号の香害、有害な化学物質の被害防止に関する陳情及び陳情第6-8号の医療が受けられない問題の解決を求める陳情「環境負荷と環境過敏症」につきましては、直接持参されました陳情でございますので、陳情の内容から教育福祉委員会に付託するものと思われま

す。説明は以上です。

○西山委員長 説明が終わりました。

この件について、皆さんのご意見、ありますか。

なければ、お諮りいたします。

請願陳情については、ただいまの説明のとおり決したいと思いを、がこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 ご異議なしと認めそのように決しました。

執行部でほかにあれば。

部長どうぞ。

○後藤総務部長 二点ほどお願いと確認でございます。

以前にもございましたが、人事案件以外の議案におきまして、個人名や個人情報に配慮すべき内容がある場合、本会議や委員会での説明の際に、発言内容において、配慮するような表現、例えば、記載のとおりでございますとか、そのような説明内容になるということで以前もお願いした件がございます。今後もそのような形で説明をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○後藤総務部長 もう一点でございます。先ほど畑岡委員のほうから、諸般の報告、法令に基づく報告の事項でご質問をいただきまして、通常であればこのまま本会議のほうに書面で報告する案件となつてございますが、それ以前に何か報告をするような機会を設けたほうがよろしいでしょうか。

〔「そこまではいない」と呼ぶ者あり〕

○後藤総務部長 承知しました。通常どおり報告のほう入れさせていただきます。

以上でございます。

○西山委員長 以上ですね。なければ、ご退席お願いいたします。

○後藤総務部長 ありがとうございます。

○西山委員長 ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○西山委員長 次に（２）笠間市議会ハラスメント等防止に関するガイドライン（案）について事務局より説明をお願いします。

はい、次長。

○堀内議会事務局次長 それではハラスメント防止に関するガイドラインについてでございますが、10月10日開催の議会運営委員会において、幾つかの先行事例を挙げさせていただきました。その中で前回の委員会でご意見をいただきました、議会として指針を作成されております芦屋市議会を参考といたしまして、作成いたしました笠間市議会ハラスメント防止等に関するガイドライン（案）を本日の資料としております。

内容についてご説明をさせていただきたいと思いを。資料の09をお開き願います。

はじめに表紙がございまして、2ページが目次となっております。五つの章立てで構成をしております。1としてハラスメントに対する取組について、2としてハラスメントの種類と内容、3番ハラスメント等の防止のために、4ハラスメントが起きてしまったら、5ハラスメント事案の対応という構成でございます。

続いてタブレット資料3ページを御覧ください。ハラスメントに対する取組として、近年の国等の動向や本市職員のハラスメント防止に関する指針で掲げているハラスメント防止宣言について記載をしております。

最後に笠間市議会としてハラスメントを決して発生させない許さない環境づくりに努めるということを宣言しております。

次のタブレット4ページから12ページにかけては、ハラスメントの種類と、どのようなことがハラスメントに該当するのかという具体的な事例が記載されております。ハラスメントについては、1ページにも、先ほど、掲載しております通り、労働施策総合推進法の改正によりまして、職場におけるパワーハラスメント防止が事業主に義務づけをされております。これを受けて議会の場合は一般的な職場とはちょっと異なる部分もございしますが、広い意味での職場と捉えまして、職場におけるハラスメントの事例として示されているものを、適宜、社員と記載されているものは議員と読み替えるような形で記載されております。ハラスメントの種類といたしましては法に定められております、1としてパワーハラスメント、2番としてセクシュアルハラスメント、3妊娠出産育児または介護に関するハラスメントのほかタブレットになりますと11ページになりますけれども、その他のハラスメントということで、現在区分は多種多様に存在すると考えられておりますけれども、その中で幾つかの具体的な事例を示しております。例といたしましてはモラルハラスメント、アルコールハラスメント、エイジハラスメント、カラオケ、ジェンダー、スモーク、ソーシャルメディア、テクノロジーなど様々なハラスメントについても、どのようなことがハラスメントに該当するのかということに記載してございます。

続いて13ページをご覧いただきたいと思っております。ハラスメント防止のために議会として、研修を実施することや、議員が市職員のみならず何人に対してもハラスメントをしてはならないということ。発生防止のために留意する点について記載をしております。

続いて14ページを御覧ください。ハラスメントが起きてしまった場合の留意点でございます。行為者の言動や会話の記録、プライバシー保護、ハラスメントの行為者であると指摘を受けた場合は、自分自身の言動を振り返ること。そして取るべき対応を考えることなどが記載されております。

続いて15ページ以降なのですが、こちらがハラスメントの事案の対応についてでございます。大きく分けて市職員が議員からハラスメントを受けた場合と議員間というふうに分かれているのですが、はじめに市職員が議員からのハラスメントを受けた場合について、①といたしましてまず相談の受け付け、まずこれは文書により受けるとい

うことと、②番といたしまして、事実関係の調査、行為者である議員から議長が事務局長、次長同席のもと、事実確認を行う。③といたしまして、何が問題であったかを行為者である議員とともに確認をし、同様の問題を起こさないように、必要な指導、フォローを行う。④として、市への報告、議長は聞き取りの結果及び対応方針を市に報告するといたしております。⑤事案の周知については、相談者の同意を得て、事案の概要について代表者会議等での報告といたしております。

続きましてちょっとタブレット 18 ページをご覧ください。18 ページから議員間のハラスメントがあった場合について記載されております。(1)といたしましてハラスメント事案の対応に当たる議員でございますが、芦屋市の事例を探しをしておりますが、議員相談員として議長副議長。そのほかに議長が指名する議員の2名の4名という形になっております。こちらは男女同数となるような指名ということになっております。

続いて、(2) 事案の対応といたしましては、公の場の言動による場合についてでございます。議長が相談を受けた場合には必要性を判断しまして、個別対応や議会運営委員会での協議により対応する。2番といたしまして副議長、議長から指名を受けた議員が相談を受けた場合は必要性を判断し個別の対応をする。必要な事項を議長に報告するといたしております。公の場以外での言動によった場合につきましては、議会以外の場については議員間で解決するということを基本といたしますが、議員から相談があれば、個別の判断が必要かどうかを判断しまして、相談者の同意を得た上で必要な事項を議長に報告するといたしております。

最後に、21 ページでございます。こちらは事案の周知についてでございます。議長が必要と判断した場合、経過結果などを当事者の同意を得た上で代表者会議等で報告をします。執行部においては懲戒処分などもございますが議会ではそのような処分はございません。ハラスメントの行為者は自覚がないということも多いため、議員相談員が間に入りまして、議案事案の解決に努めることとしております。また、議長が専門家等の意見を聞く必要があると判断した場合、そのような措置をとりまして、対応の参考とするという場合がございますが、議員相談員がハラスメントの認定や何らかの処分を行うというものではございません。何よりもハラスメントを起こさないという言動に注意し、起こってしまったときには速やかな解決を図るよう努め、持てる能力が発揮できる議会づくりに努めるというふうに締めくくっております。

一応、(案)はそのような形で作成してございます。

以上です。

○西山委員長 はい、説明が終わりました。

御意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

暫時休憩いたします。

午前9時29分休憩

午前9時39分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは先ほど説明がありました、笠間市議会ハラスメント等防止に関するガイドライン（案）につきまして、休憩中に皆さんのご意見をいただきました。十分理解ができる案を事務局のほうで作成してくれたということで、特段の反対意見等がありませんでしたので、当委員会としてはこれを了承して、全員協議会に説明をしていただきたいということで事務局にお返ししますと、よろしいですか。そんな内容でね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 はい。ありがとうございます。

内桶委員。

○内桶克之委員 ガイドラインについて、これから全員で話を聞く機会があるのですが、先ほど大貫委員が言ったように、自分たちが決めたことを議決してやるというところが、地方の特性だと思うのです。ガイドラインを議論して、それについて私は条例化すべきだと思っているので、笠間市議会としてのハラスメント防止を条例ということで上げていくのがいいのかなと思いますので、今後の議論をよろしくお願ひしたいと思います。

○西山委員長 必要であれば議会運営委員会でも議論を進めていくということでよろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは次に、その他について事務局から説明がありますのでよろしくお願ひいたします。はい、次長。

○堀内議会事務局次長 それではタブレット資料10番になります。各種委員会委員等の選出方法（案）をご覧頂きたいと思います。各種委員の選出方法についてご説明をさせていただきます。

初めに、1番でございますが、各常任委員会につきましては、希望により7名。2番議会運営委員会委員につきましては、会派及び常任委員会より8名、3番の広報委員会委員につきましては、希望により8名、それと4番の広域連合、一部事務組合議会議員につきましては希望により選出となりますが、（1）から（4）に加えまして新たに（5）の茨城県中央環境衛生組合議会議員4名が加わっております。なお、中央環境衛生組合につきましては、令和6年の4月に新たに設立をされたということでございまして、こちらにつきまして、今回どのように取り扱うかについて、皆様にご協議願えればと存じます。5番の監査委員につきましては希望により1名、6番笠間市開発公社につきましては理事、監事、評議員が各1名でございますが、理事監事につきましては市の監査委員以外の方をお願ひをいたします。続いて7番の審議会・協議会等委員（その1）につきましては議会全体からの選出でございます。（1）から（4）に加えまして今回（5）の笠間市立小中学校学区審議会委員1名が新たに加わっております。続いて8番の審議会・協議会等の委員

(その2)は、議長及び常任委員会委員長の充て職となっているものと委員会から選出するものでございまして、(1)の地域公共交通会議委員から、(15)の農業再生協議会委員までの15の委員の選出でございます。

説明は以上でございます。

なお本年度所管の見直しがございましたので、委員会の所管が以前の総務企画から建設産業のほうから選出と。農業関係などはそういう変更もございますので、新たな委員会のほうでこちら割り振りをしておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上です。

○西山委員長 はい、説明が終わりましたが、従来のものについては特にありませんか。

今回4の(5)茨城県中央環境衛生組合議会のことについてなのですが、どのように扱いますか。設立したばかりで、令和6年4月からということでもありますので、それに対して、改めて足並みそろえてくるのか、それとも、違う方法でやるのか。

まず、議会運営委員会の中で議論したいと思います。

よろしくお願いします。

はい、畑岡委員。

○畑岡洋二委員 これ新しいし尿処理の組合の議会ですよ。たしか今されてる方は旧友部岩間の方が何となくそのままやっていますのですけども、もう笠間全域が対象ということもあるので、それを文言化するわけじゃなくて意識的に笠間全域から希望のある人が4名出るようになればいいのかなど。地域性を明文化するというのも変なので、その辺の意識を私たちが変えればいいのかとちょっと思う次第なのですけどいかがでしょうか。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午前9時45分休憩

午前9時52分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは1点だけ、4の広域連合、一部事務組合議会議員の選任についてなのですが、(5)茨城県中央環境衛生組合議会議員4名が令和6年4月選出なので、期間的には短いのですが、ここで全ての切替えの中に組み込むということで、1回辞職ということで担当の議員は、そのような対応をしていただければなということにします。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○西山委員長 はい、事務局長どうぞ。

○山田議会事務局長 いまの話を受けまして、この後の全員協議会のほうで議題として出しまして、事務局のほうで説明をさせていただき、改選は最終日ですけども、その前日付けで、今日、辞職願を出していただき、今までも・・・。

○西山委員長 そうじゃなくて、この決まった決定事項を、皆さんに関わることなので、皆さんに、これから全員協議会の中で説明しなくちゃならないと思うのです。議会運営委員会の中でこんなふうな・・・。

大貫委員どうぞ。

○大貫千尋委員 明日その新しい組合の議会があるでしょう。だから今日辞職願は書けない。 はい。どうぞ。組合議会。はい。

○西山委員長 はい、石松委員。

○石松俊雄委員 辞職願を書くのは、最終日の前日です。今日は用紙を配りたいということだけです。委員長の提案については、私は事務局が説明するのではなくて、議会運営委員会の総意として、委員長がちゃんと全協で報告をされるのが、私はいいと思います。

○西山委員長 局長どうぞ。

○山田議会事務局長 4年前の例なんかを見ますと、本日付けで書いていただいて、何月何日をもって、要するに改選の前の日をもって辞職いたしますということで今日付けで、私どもの事務処理上の都合もありますので・・・。

○西山委員長 それは全協でしましょう。順序として、議会運営委員会からの報告、こんなふうに決しました。それに対して異論がなければ、次に手続の話があります。それが、本日付けで書いていただいて、事務处理的に日にち先送りの辞表をつけて書いていただきたいということでご了承願いますということで終わりじゃないですか。はい。

そうしましょう。

よろしいですね。そのようにします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 その他、ありますか。

次長どうぞ。

○堀内議会事務局次長 資料の11番に所信表明会に関する実施要領とありますがこれは特に変更はございませんで、定例会の最終日の8時半から9時までの間に、所信表明を行われる方は、様式1の申出書を事務局に提出するという事になっております。内容等につきましては記載のとおりでございます。

なお、この所信表明会の開催については本会議における議長選挙または副議長選挙の対象者を法的に限定するというものではないということで、所信表明者以外の議員に対する投票も有効とされているということで、従来どおり実施させていただきたいということでございます。

以上です。

○西山委員長 大丈夫ですね。この点については。

その他ございますか。

はい、内桶委員。

○内桶克之委員 一般質問のときに私はパネルなんかを使っていますが、ある議員さんもパネルを作りたいけどなかなか作れないので、パネル以外に資料を提供したときに資料をそのまま画像にできないかという相談もあるのです。そういうことができるかどうかを、確認してもらいたいと。

○堀内議会事務局次長 データそのものをモニターに映すことができるかということですか。

○内桶克之委員 そのほうがきれいに映るので。

○堀内議会事務局次長 分かりました。

○西山委員長 事務局の宿題ね。

○堀内議会事務局次長 ちょっと確認させていただきたいと思います。

○西山委員長 なければ、よろしいですか。

それでは以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

引き続きよろしく申し上げます。

午前9時59分閉会